

福知山市広報戦略検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 市の広報・広聴のあり方について検討し、効果的・効率的な広報・広聴につなげるため、「福知山市広報戦略検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 市広報・広聴の取組の課題と効果検証
- (2) 新たな広報・広聴戦略の基本的な方向性
- (3) 市広報・広聴活動に対する助言
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、10人程度をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) マスメディアに見識を有する者
- (3) 民間企業において宣伝または広報・広聴業務に従事する者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱した日から令和7年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等の職務)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、その協議を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議

に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長公室秘書広報課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年8月22日から施行する。

(召集の特例)

2 この要綱の施行後に最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定に関わらず市長が召集する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、委員会が第2条に規定する協議を終了した日限り、その効力を失う。